

令和5年度　社会福祉法人指導監査の結果について

令和5年度に板橋区長が所轄する社会福祉法人に対し実施した指導監査の結果について、以下のとおり報告します。

1　社会福祉法人の指導監査

- (1) 指導監査の対象
- (2) 指導監査の実施状況
- (3) 指導監査の対象法人

2　一般指導監査の実施結果の詳細

- (1) 一般指導監査の概要
- (2) 各監査項目における文書指摘数及び主な内容
- (3) 文書指摘に係る改善状況

【添付資料】

別紙　法人別指導監査指摘内容・改善状況

1 社会福祉法人の指導監査

(1) 指導監査の対象

区が所轄する社会福祉法人 33 法人（令和 5 年 4 月 1 日現在）

【板橋区が所轄する社会福祉法人数の推移】（各年度 4 月 1 日現在）^{*1}

事業区分	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 ^{*2}	令和 5 年度
社会福祉関係	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人
児童福祉関係	22 法人	22 法人	22 法人	23 法人	23 法人
老人福祉関係	6 法人	6 法人	6 法人	6 法人	6 法人
障がい福祉関係	3 法人	3 法人	3 法人	3 法人	3 法人
合 計	32 法人	32 法人	32 法人	33 法人	33 法人

*1 平成 25 年度に東京都知事から移管された際は 34 法人であった。平成 27 年度に老人福祉事業を実施する 1 法人が、平成 29 年度に児童福祉関係事業を実施する 1 法人が板橋区外で事業を開始したことにより東京都知事へ移管となった。

*2 令和 3 年 5 月に児童福祉関係事業を実施する 1 法人が設立登記され、区所管となった。

(2) 指導監査の実施状況

①一般指導監査

令和 5 年度は、令和 5 年 7 月から令和 6 年 1 月までの間に、板橋区長が所轄する 33 法人（令和 5 年 4 月 1 日現在）のうち、全体の約 33% にあたる 11 法人に一般指導監査を実施しました。

【事業区分別の監査実施状況】

事業区分	対 象 法人数	実施状況					
		令和 5 年度		令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 元年度
		実施法人数	実施率				
社会福祉関係	1	0	0%	1	0	0	1
児童福祉関係	23	9	39.1%	12	6	10	11
老人福祉関係	6	2	33.3%	1	2	2	2
障がい福祉関係	3	0	0%	1	1	1	1
	33	11	33.3%	15	9	13	15

②特別指導監査

令和 5 年度は、該当法人が存しなかったため、特別指導監査は実施していません。

なお、平成 25 年度の事務移管以降、板橋区において特別指導監査等の実施実績はありません。

2 一般指導監査の実施結果の詳細

(1) 一般指導監査の概要

令和 5 年度は、11 法人に指導監査を行い、9 法人に文書による指摘事項（以下、「文書指摘」という。）があつたため、改善の報告を求めました。文書指摘件数等は下表のとおりです。

また、文書指摘とならなかつた事項（口頭指摘、助言）については、今後の法人運営の改善に活用できるよう、その内容を監査結果通知書の参考資料として監査を実施した全ての法人に送付しました。

所轄 法人数	指導監査 実施法人数		文書指摘法人数 指摘率	文書指摘 件数	文書 指摘 項目数				
	実施率	文書指摘法人数				区分	実施 法人数	指摘数	平均
33	11	33.3%	9	81.8%	23	30	社会福祉	0 法人	0 件
							児童福祉	9 法人	23 件
							老人福祉	2 法人	7 件
							障がい福祉	0 法人	0 件

文書指摘の経年推移は下表のとおりです。

年度	実施法人数	文書指摘法人数	文書指摘項目数	1 法人あたりの文書指摘項目数
平成 29 年度	17 法人	17 法人	188 件	11 件
平成 30 年度	15 法人	14 法人	109 件	7.7 件
令和元年度	13 法人	12 法人	97 件	8 件
令和 2 年度	9 法人	8 法人	48 件	6 件
令和 3 年度	13 法人	10 法人	68 件	6.8 件
令和 4 年度	15 法人	13 法人	83 件	6.3 件
令和 5 年度	11 法人	9 法人	30 件	3.3 件

令和 5 年度に指導監査を実施した法人のうち、前回の指導監査が令和 2 年度の法人は 5 法人、令和 3 年度の法人は 2 法人、令和 4 年度の法人は 4 法人でした。

平成 29 年に施行された改正社会福祉法による指導監査は今年度から三巡目に入り、指摘項目数が引き続き減少傾向であることが確認されました。

(2) 各監査項目における文書指摘数及び主な内容

① 「I 法人運営」に関する監査項目

項目	監査項目	文書指摘数					
		社会 福祉	児童 福祉	老人 福祉	障がい 福祉	合計	
I 法人運営		0	0	1	0	1	
1 定款		0	2	0	0	2	
	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	0	1	0	0	1	
	2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。	0	1	0	0	1	
	3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	0	0	0	0	0	
3 評議員・評議員会		0	1	1	0	2	
(1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。	0	0	0	0	0	
	2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。	0	0	0	0	0	
	3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。	0	1	0	0	1	
(2) 評議員会の招集・運営	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	0	0	1	0	1	
	2 決議が適正に行われているか。	0	0	0	0	0	

		3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	0	0	0	0	0
		4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。	0	0	0	0	0
4 理事			0	0	0	0	0
(1) 定数		1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	0	0	0	0	0
(2) 選任及び解任		1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	0	0	0	0	0
(3) 適格性		1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されているか。	0	0	0	0	0
		2 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。	0	0	0	0	0
(4) 理事長		1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	0	0	0	0	0
5 監事			0	1	0	0	1
(1) 定数		1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	0	0	0	0	0
(2) 選任及び解任		1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	0	1	0	0	1
		2 監事となることができない者が選任されていないか。	0	0	0	0	0
		3 法に定める者が含まれているか。	0	0	0	0	0
(3) 職務・義務		1 法令に定めるところにより業務を行っているか。	0	0	0	0	0
6 理事会			0	2	1	0	3
(1) 審議状況		1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	0	0	0	0	0
		2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	0	0	1	0	1
		3 理事への権限の委任は適切に行われているか。	0	2	0	0	2
		4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	0	0	0	0	0
(2) 記録		1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	0	0	0	0	0
(3) 債権債務の状況		1 借入は、適正に行われているか。	0	0	0	0	0
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬			0	4	1	0	5
(1) 報酬		1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	0	0	0	0	0
		2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	0	0	0	0
		3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	0	0	0	0
		4 会計監査人の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	0	0	0	0
(2) 報酬等支給基準		1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	0	2	1	0	3
(3) 報酬の支給		1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	0	2	0	0	2
(4) 報酬等の総額の公表		1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。	0	0	0	0	0

I 法人運営に係る文書指摘事項の合計	0	10	4	0	14
--------------------	---	----	---	---	----

※指摘基準に該当しない内部規程等の違反については、「I 法人運営」の項目で指摘を行うこととされている。

※所轄する法人に会計監査人の設置が必要となる法人が存しない（規模要件：資産 30 億円以上、負債 60 億円以上）ため、「2 内部管理体制」「7 会計監査人」の項目、「8 評議員会、理事、監事及び会計監査人の報酬」の一部については、監査の対象とはしていないことから、上表では除外している。

【主な文書指摘事項の内容と着眼点】

6 理事会

<具体例>

- 理事に委任されている範囲が理事会の決議により明確に定められていない。

<着眼点>

- 理事会の権限である法人の業務執行の決定を、理事長等に委任することはできるが、法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項等については、理事会で決定されなければならず、理事長等にその権限を委任することはできない。また、理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきである。

なお、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。

8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

<具体例>

- 役員等報酬規程に根拠がない支出が行われている。
- 役員等報酬規程に規定されていない事項及び不適正な内容がある。

<着眼点>

- 評議員の報酬等については、(1) の定款で定められた額及び(2) の報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。また、役員の報酬等については、(1) の定款又は評議員会の決議により定められた額及び(2) の報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。
- 支給基準の内容については、①役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分、②報酬等の金額の算定方法、③支給の方法、④支給の形態を定めるとされている。

② 「II 事業」に関する監査項目

項目	監査項目	文書指摘数				
		社会福祉	児童福祉	老人福祉	障がい福祉	合計
II 事業						
1 事業一般		0	1	0	0	1
	1 定款に従って事業を実施しているか。	0	1	0	0	1
	2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。	0	0	0	0	0
2 社会福祉事業		0	1	0	0	1
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	0	1	0	0	1
	2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0

3 公益事業	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。	0	1	0	0	1
4 収益事業	1 法に基づき適正に実施されているか。	0	0	0	0	0
	2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。	0	0	0	0	0
II 事業に係る文書指摘事項の合計		0	3	0	0	3

③「III 管理」に関する監査項目

項目	監査項目	文書指摘数				
		社会福祉	児童福祉	老人福祉	障がい福祉	合計
III 管理						
1 人事管理	1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	0	0	0	0	0
2 資産管理	(1) 基本財産 1 基本財産の管理運用が適切になされているか。	0	0	0	0	0
	(2) 基本財産以外の財産 1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。	0	0	0	0	0
	(3) 株式保有 1 株式の保有は適切になされているか。	0	0	0	0	0
	(4) 不動産の借用 1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。	0	0	0	0	0
3 会計管理		0	9	3	0	12
(1) 会計の原則		0	2	1	0	3
(2) 規程・体制	1 経理規程を制定しているか。 2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。	0	4	2	0	6
(3) 会計処理	1 事業区分等は適正に区分されているか。 2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	0	0	0	0	0
(4) 会計帳簿	1 会計帳簿は適正に整備されているか。	0	0	0	0	0
(5) 附属明細書等	1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。 2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。 3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。	0	0	0	0	0
4 その他		0	1	0	0	1
(1) 特別の利益供与の禁止	1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	0	0	0	0	0
(2) 社会福祉充実計画	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	0	0	0	0	0
(3) 情報の公表	1 法令に定める情報の公表を行っているか。	0	1	0	0	1
(4) その他	1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	0	0	0	0	0

	2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	0	0	0	0	0
	3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。	0	0	0	0	0
	4 契約等が適正に行われているか。	0	0	0	0	0
III 管理に係る文書指摘事項の合計		0	10	3	0	13

※指摘基準の定めの違反のほか、法人の財務状況を正確に表示しない（問題点を隠す）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則していない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類に重大な影響を与えた場合等については、ガイドラインの「III 管理」 - 「3 会計管理」 - 「(3) 会計処理」で指摘を行うこととされている。

【主な文書指摘事項の内容】

3 会計管理

<具体例>

- ・計算書類及び附属明細書が、正確に表示されていない。
- ・経理規程に定めるところにより事務処理が行われていない。

<着眼点>

- ・附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していかなければならない。
- ・経理規程においては、法令等及び定款に定めるもの他、法人が会計処理を行うために必要な事項について定めるものであり、法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものとして、法人の定款において、経理規程を定める旨及びその策定に関する手続等について定めておくべきものである。また、経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められる。

(3) 文書指摘に係る改善状況

①改善状況報告書の提出

令和6年3月31日現在において、9法人中8法人から提出があり、23件あった文書指摘件数（文書指摘項目数は30件）のうち5件について改善されたと判断し、法人数としては2法人が「改善済」となりました。

改善済と判断した法人数	改善済と判断した件数（項目数）
2	5 (5)

※令和6年3月31日現在

②フォローアップの実施

令和5年度指導監査より、新たな取り組みとして、改善取組中の法人に対して、改善状況の確認の訪問や改善に向けての助言等を行うフォローアップを実施しました。その結果、令和6年8月20日現在において、さらに8件の文書指摘事項について改善され（文書指摘項目数は11件が改善）、2法人が「改善済」となり、計4法人が「改善済」となりました。

今後も、改善取組中の法人に対しては、引き続きフォローアップを行っていきます。

改善済と判断した法人数	改善済と判断した件数（項目数）
4	13 (16)

※令和6年8月20日現在

③法人別指導監査指摘内容・改善状況

別紙のとおり

令和5年度指導監査指摘内容・改善状況

(令和6年8月20日現在)

No	法人名	所在地	指導監査日	文書指摘事項		改善状況
1	桐花会	仲宿46番1号	令和5年7月12日	法人運営	評議員の数が、定款で定める員数となっていない。	改善済
				法人運営	理事に委任されている範囲が理事会により明確に定められていない。	改善済
				管理	経理規程に基づき実施されていない又は実施が不十分な事務処理がある。	改善済
				管理	計算書類に一部不備がある。	改善済
2	藤花学園	徳丸3丁目20番14号	令和5年7月25日	なし		
3	こじか福祉会	高島平2丁目28番7号	令和5年8月30日	法人運営・事業	定款に記載された内容と事実が異なり、定款変更について所轄庁の認可を受ける手続が行われていない。また、公益事業に欠損金が生じており、経営の改善が図られていない。	未提出
				法人運営	必要な情報が、インターネットで公表されていない。	未提出
				法人運営	報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない。	未提出
				管理	経理規程に不適正な事項がある。また、経理規程に基づく事務処理の一部が行われていない。	未提出
				管理	計算書類及び附属明細書が正確に記載されていない。	未提出
4	有隣社福祉会	仲町14番15号	令和5年9月12日	法人運営	監事の選任議案について、監事の過半数同意が確認できない。	改善済
5	三共会	常盤台3丁目25番10号	令和5年9月28日	管理	計算書類及び附属明細書が、正確に表示されていない。	取組中
				管理	公益事業拠点区分に基本金が計上されている。	改善済
6	昭和会	大山金井町56番1号	令和5年10月12日	管理	契約に係る手続きが不適正である。	取組中
7	マハヤナ学園	前野町5丁目7番10号	令和5年10月26日	法人運営	役員等報酬規程に根拠がない支出が行われている。	改善済
				管理	資金収支予算書が定款等に定める手続により作成されていない。	改善済
8	おおのり会	大山東町13番2号	令和5年11月9日	法人運営	理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていない。	改善済
				法人運営	役員等報酬規程に規定された額を超えた報酬の支給が行われている。	改善済
9	愛和保育園	赤塚2丁目14番10号	令和6年1月16日	なし		
10	四葉晃耀会	大門8番5号	令和5年12月8日	法人運営	内部規程に、不適正又な事項がある。また、規程に定める運営が行われていない。	改善済
				法人運営	評議員会の招集が適正に行われていない。	改善済
				管理	計算書類、注記及び附属明細書が適正に作成されていない。	取組中
				管理	経理規程に不適正な事項がある。また、経理規程に基づく事務処理の一部が行われていない。	取組中
11	不二健育会	舟渡3丁目4番8号	令和6年1月22日	法人運営	役員等報酬規程に規定されていない事項及び不適正な内容がある。	改善済
				管理	経理規程に規定されていない事項がある。また、経理規程に基づく事務処理が行われていない。	取組中